

横浜市立富岡中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

- あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- 生徒が主体となっていじめのない学校をつくるという意識を育む。
- いじめはどのクラス、どの生徒にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- いじめを絶対に許さない、いじめられている生徒を守り抜くため、いじめの把握に努めるとともに、組織的に取り組む。
- 学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

上記基本的な方向性のもと、生徒の保護者、地域、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処することを目的とする。（第8条）

2 「いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

(1) 委員会の構成

校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導専任教諭・生徒指導部長・養護教諭
スクールカウンセラー・SSW（必要に応じて心理や福祉の専門家の参加を求める）

(2) 委員会の運営

- 委員会を常設し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがある際は、直ちに委員会を開催する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の役割

- いじめ事案に対して中核となり、組織的に対応する。
- いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- 重大事案が起こった場合は、中核となって調査を行う。
- いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

3 いじめの防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。（第15条）

- ア コミュニケーション能力をはぐくみ、主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、いじめを自分たちの問題として主体的に考える機会をつくる。
- イ いじめに関わる道徳教育の実施（6・7月）を年間計画に盛り込む。

(2) いじめを早期に発見するため、定期的な調査等の措置を講ずる。（第16条一項）

- ア 日頃の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さないよう連絡会を定期的に実施する。
- イ いじめ解決一斉キャンペーン（5、12月）、アンケート調査（5、6、12、1・2月、必要に応じて実施）を実施する。

- (3) 生徒、保護者、教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備する。(第16条三項)
 - ア 教育相談(4月、8・9月、11月、1・2月)を実施する。
 - イ 個人面談(7月、12月)を実施する。
 - ウ スクールカウンセラーによる相談活動を定期的に行う。
- (4) いじめ防止等のための対策に関する研修会の実施や、職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行う。(第18条)
- (5) インターネットを通じて行われるいじめ防止に向け、効果的に対処できるよう必要な啓発活動を行う。(第19条)
 - ア 学校ネットパトロールにより状況を把握する。
 - イ リーフレット等の資料を活用し、情報モラル教育の推進による生徒の意識向上を図る。
 - ウ 入学説明会、保護者懇談会等における保護者への啓発に努める。
- (6) いじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を行うための措置を講じるとともに、その結果を教育委員会に報告する。(第23条第二項)
 - いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するため、被害生徒、保護者に対する支援、加害生徒に対する指導、保護者に対する助言を継続的に行う。(第23条第三項)
 - 必要があると認めるときは、加害生徒について、被害生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、被害生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。(第23条第四項)
 - 被害生徒保護者と加害生徒保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を共有するための措置を講ずる。(第23条第五項)
 - ア いじめ防止対策委員会を中核に速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。
 - イ 被害生徒に対しては事情や心情を聴取し、状態に合わせた組織的なケアを行う。
 - ウ 加害生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、状態に応じた継続的な指導、支援を行う。
- (7) 犯罪行為として取り扱われるべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。(第23条第六項)
 - ア 被害生徒、保護者の意向を踏まえ、生徒指導専任教諭が所轄警察署と情報連携を行う。
 - イ 状況に応じて、相互連携制度による連絡票をもとに、加害生徒保護者の理解のもと加害生徒への説諭を依頼する。
- (8) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に加害生徒に懲戒を加える。(第25条) また、教育委員会と連携のもと、学校教育法第35条第一項の規定に基づき出席停止等、被害生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置を講ずる。(第26条)
- (9) 学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業を活用し、いじめの問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを促進する。
- (10) いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

4 重大事態への対処(第28条)

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合や、相当の期間学校を欠席する重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- (2) 重大事態と思われる案件が発生した場合は、いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、調査を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。
- (3) 重大事態と思われる案件の発生により調査を行った場合、被害生徒、保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。
- (4) 重大事態と思われる事案が発生した場合、再発防止に向けた全校体制での指導機会を設ける。

5 年間計画

月	取組内容	
	学校内の取組	家庭・地域への取組
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ、いじめの定義、生徒理解研修、教育相談①	学年集会 保護者に基本方針配布
5月	いじめ解決一斉キャンペーン、アンケートを実施	学家地連、地区別集会
6月	いじめの全校道徳、いじめのアンケート実施	
7月	横浜こども会議（中学校ブロックでの話し合い）	保護者面談
8月	校内研修、横浜こども会議、教育相談②	
9月	教育相談②	
10月	教育相談③	
11月	教育相談③、アンケートを実施	保護者面談
12月	いじめ解決一斉キャンペーン、アンケートを実施	
1月	教育相談④、アンケートを実施	
2月		
3月		
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	学校運営協議会

6 その他

(1) 必要があると認められる際には、この学校基本方針を改定し、改めて公表する。

(2) 本規定は平成26年3月19日策定

平成30年1月29日改定

令和3年4月1日改定

令和5年3月3日改定